

令和4年度 福島市一般廃棄物処理実施計画

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和4年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2 計画期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

II ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量の見込み

種別	生活系ごみ	事業系ごみ	計
可燃ごみ	45,750t	24,200t	69,950t
不燃ごみ	5,780t	-	5,780t
粗大ごみ	1,020t	-	1,020t
資源物	9,970t	-	9,970t
計	62,520t	24,200t	86,720t

2 収集・運搬計画

生活系ごみは、以下のとおり収集するものとする。ただし、引っ越しなどにより多量に生じたごみ（一時多量ごみ）については、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとする。

事業系ごみは、事業者責任の原則から、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとする。

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物			粗大ごみ
			プラスチック製容器包装	ペットボトル、缶類、びん類、紙類	使用済小型家電	
収集方法	ステーション方式			拠点回収	戸別収集	
収集回数	週2回	月2回	月4回	月2回	随時	随時
排出時間	収集日の朝8時30分まで ※紙類は雨天時に出さない			開館（開所）時間 又は営業時間内	収集日の朝	
実施主体	市（委託、直営*）			市（直営）	市（委託）	
収集車両	36台		27台		-	4台

※ 高齢者世帯等のごみ出し困難世帯については、市（直営）で戸別収集（ふれあい訪問収集）を実施します

3 中間処理計画

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ
実施主体	市（委託・一部直営）			
処理方法	焼却、溶融	破砕	再資源化	破砕
処理量	69,950t	5,780t	9,970t	1,020t

※ 不燃ごみ、資源物、粗大ごみの中間処理で生じる可燃性残さについては焼却します

- ※ 不燃ごみ、粗大ごみの中間処理で生じる金属類については再資源化します
 ※ 資源物のうち、紙類と使用済小型家電については、市処理施設で中間処理を行わず、民間業者へ引き渡します

4 最終処分計画

区分	焼却処理後 焼却灰	熔融処理後 熔融スラグ	破碎処理後 不燃性残さ	直接埋立
実施主体	市（委託）			
処分方法	埋立処分			
処分量	13,300t			

5 ごみの適正排出

(1) 排出基準

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 30 年条例第 25 号）（以下「条例」という。）第 17 条第 1 項で規定する排出基準（分別の区分及び排出の方法）は、以下のとおりとする。

分別の区分		排出の方法	
可燃ごみ （粗大ごみ・資源物に当てはまらない 可燃性のごみ）		透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※枝木については、1本の直径は10cm以内とし、おおむね長さ60cmに切りそろえ、直径30cm以内に束ねて出す	
不燃ごみ （粗大ごみ・資源物に当てはまらない 不燃性のごみ）		透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※スプレー缶やカセットボンベは、中身がない状態にし、2か所以上穴を開ける ※割れたガラスや刃物等の危険な物は、不用な紙に包み「キケン」と書く	
資源物	プラスチック製容器包装	透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ ※2重に袋に入れない	
	ペットボトル	透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、キャップ、ラベルをはがし、汚れのついているものは水ですすぐか汚れを取り除く	
	缶類	透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ	
	びん類	透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ ※リターナブルびんは、別袋に入れる	
	紙類	紙パック	ひもで十文字に束ねて出す
		段ボール	ひもで十文字に束ねて出す
		新聞紙・チラシ	ひもで十文字に束ねて出す 又は、紙製の新聞整理袋に入れて出す ※袋で出す場合は、ひもやテープで開口部をとじる
		雑誌・本	ひもで十文字に束ねて出す
		雑がみ （上記以外の資源化 できる紙類）	ひもで十文字に束ねて出す 又は、紙袋※に入れて出す ※紙袋で出す場合は、ひもやテープで開口部をとじる
	使用済小型家電 （回収ボックスに入る 大きさのもの）	回収ボックスに入れる	
粗大ごみ （おおむね長さ60cm以上200cm未満、 重さ10kg以上100kg未満のもの）		戸別収集を事前に申し込む（1回5点以内） 収集日に㊟と氏名を書いた紙を貼って玄関先に置く	

(2) 搬入基準

条例第 17 条第 2 項で規定する搬入基準（分別の区分及び市の処理施設への搬入の方法）

は、以下のとおりとする。

なお、市の処理施設への搬入にあたり、事業系ごみ処分については、条例第 49 条の規定に基づき手数料を徴収するものとする。

① 生活系ごみ

分別の区分	搬入の方法
可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ	自己搬入、又は許可業者への委託

② 事業系ごみ

分別の区分	搬入の方法
可燃ごみ	自己搬入、又は許可業者への委託

(3) 処理困難物

条例第 17 条第 3 項及び第 18 条に規定する排出等の禁止物は、以下のとおりとする。

区 分	例 示	処理方法
家電リサイクル法対象家電品	エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、家電小売店へ引き取りを依頼するか、排出者自ら又は許可業者へ依頼し指定引取場所へ搬入する
パソコン※	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ	資源有効利用促進法により製造事業者等に引き取りを依頼する
小型二次電池	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	資源有効利用促進法により家電小売店等に製造事業者等が設置している回収ボックスへ投入する
ボタン電池	ボタン電池	家電小売店等に製造事業者等が設置している自主回収ボックスへ投入する
バイク	バイク	廃棄二輪車取扱店へ収集を依頼するか、排出者自ら廃棄二輪車取扱店、又は指定引取場所へ搬入する
消火器	消火器	特定窓口に収集を依頼するか、排出者自ら特定窓口、又は指定引取場所へ搬入する
感染のおそれのある物	注射器、注射針 （在宅医療廃棄物）	医療機関、薬局を通じて専門処理業者へ依頼する
有害性のある物	バッテリー、農薬等の薬品類	販売店による引き取りを依頼するか、処理可能な許可業者へ委託するなど、適正に処理する
危険性のある物	ガスボンベ	
引火性、発火性、又は爆発性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、オイル、塗料、火薬	
上記のほか、生活系ごみの処理を著しく困難にし、市の処理施設の機能に支障を及ぼすおそれのある物	自動車部品、農機具、タイヤ、建築廃材、コンクリート、ブロック、土、石、砂、ドラム缶、ピアノ、耐火書庫、金庫、厚さ 2.3mm 以上の鉄板、金属塊	

※ 使用済小型家電で回収できるものは除く

6 令和 4 年度における重点事業

(1) ごみ減量化促進対策事業

市民 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（資源物除く）を 530g 以下にすることを目標に、ごみの減量化・資源化を促進します。

ダンボールコンポスト購入費助成など、生ごみの減量化を促進します。

(2) あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業

あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備に向け、環境影響評価や発注者支援業務を行います。

(3) あぶくま・あらかわクリーンセンター資源化工場の一部民間委託

資源化工場の一部業務を民間へ委託します。

(4) ごみ集積所適正管理の推進（環境美化推進事業）

ごみ集積所のごみ散乱を防止し、地域環境の美化及びごみ処理の適正化を推進します。

(5) PCB 廃棄物処理事業 [一般廃棄物分]

一般廃棄物に該当する PCB 廃棄物を所有者から収集し、処分を委託します。

(6) ごみ集積所・収集ルートへのデータ化（適正排出推進事業）

ごみ集積所及び収集ルートの情報データをデータ化し、福島市基幹 GIS で管理運営します。

7 処理施設の概要

区分	施設名称	所在地	型式	処理能力	竣工年月
焼却施設	あぶくまクリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1	全連続燃焼式ストーカ炉	240t/24h (120t×2基)	昭和63年 2月
	あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原1番地の1	全連続燃焼式ストーカ炉、プラズマ式灰溶融炉	220t/24h (110t×2基)	平成20年 8月
資源化施設	あぶくま資源化工場	福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1	圧縮梱包方式	資源物処理 プラスチック製容器包装 10t/日	平成16年 3月
	あらかわ資源化工場	福島市仁井田字北原1番地の1	回転式破砕機	・資源物処理系 缶類 11t/5h びん類 20t/5h ペットボトルなど 11t/5h ・不燃・粗大ごみ処理系 60t/5h	平成11年 3月
	リサイクルプラザ	福島市仁井田字北原1番地の1			平成11年 3月
最終処分場	金沢第二埋立処分場 (R4.5.31まで)	福島市松川町金沢字水ヶ作地内外	サンドイッチ工法	埋立地面積 49,900㎡ 埋立容量 590,800㎡	平成6年 11月
	大館山一般廃棄物最終処分場 (R4.6.1から)	福島市立子山字六角地内外	サンドイッチ工法	埋立地面積 約19,800㎡ 埋立容量 約246,000㎡	令和4年 2月

III 生活排水処理実施計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

種 別	処理量
し 尿	8,136 kℓ
浄化槽汚泥	49,488 kℓ
計	57,624 kℓ

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者による収集運搬を継続する。

3 処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、現行どおり下記施設による処理を継続する。

施 設	所在地	型 式	処理能力	竣工年月	対象地域
福島市衛生処理場	福島市堀河町 9番20号	・一次処理 嫌気性二段 30日消化法 ・二次処理 活性汚泥法	200 kℓ/日	昭和37年 2月	飯坂、松川、 飯野地区以外
伊達地方衛生処理組合 し尿処理施設	伊達郡桑折町 大字伊達崎字舟場東 1番地の1	膜分離高負荷 脱窒素処理方式	85 kℓ/日	平成21年 3月	飯坂地区
川俣方部衛生処理組合 し尿処理施設	伊達郡川俣町 飯坂字下戸山 9番地の4	標準脱窒方式	60 kℓ/日	昭和60年	松川、飯野地区

4 令和4年度における重点事業

(1) 浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽・汲み取り便槽の撤去費用並びに単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際の宅内配管工事費用の一部を補助します。

(2) 衛生処理場整備事業

福島市衛生処理場単独稼働に向けて、場内施設の改造を行います。